

○厚生労働省告示第百八十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項、有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二条第二項第一号及び第二号、第十七条第二項第二号及び第三号並びに第二十八条の三の二第四項第一号、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第五十二条の三の二第四項第一号、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の三の二第四項第一号並びに粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条の三の二第四項第一号の規定に基づき、作業環境測定基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月十日

厚生労働大臣　武見　敬三

作業環境測定基準等の一部を改正する告示

（作業環境測定基準の一部改正）

第一条 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示四十六号）の一部を次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(粉じんの濃度等の測定)

第二条 (略)

2・3

4 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定のうち粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）の濃度の測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第二条第一項第一号から第三号まで」と、「第一項」とあるのは「同項」と、「令別表第三第一号1、3から6まで又は同表第二号1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）とあるのは「粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）」と読み替えるものとする。

改 正 前

(粉じんの濃度等の測定)

第二条 (略)

2・3

4 第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定のうち粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）の濃度の測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第二条第一項第一号から第三号まで」と、「第一項」とあるのは「同項」と、「令別表第三第一号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）とあるのは「粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）」と、「令別表第三第一号1、3から6まで又は同表第二号1、2、3の2、5から13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）とあるのは「粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）」と読み替えるものとする。

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 (略)

2・3

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号1、3から6まで又は同表第二号1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、25から27の2まで、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）の濃度の測定は、次に定めることによるところにできる。

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 (略)

2・3

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）の濃度の測定は、次に定めるところによるところにできる。

るところによることができる。

一〇六 (略)

6 9 (略)

(鉛の濃度の測定)

第十一条 令第二十一条第八号の屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法、原子吸光分析方法若しくは誘導結合プラズマ質量分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

3 2 (略)

第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十一条第二項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号1、3から6まで又は同表第二号1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）」とあるのは「鉛」と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「鉛」と読み替えるものとする。

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 (略)

6 9 (略)

第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十

三条第四項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号1、3から6まで又は同表第二号1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に

に

2 2 (略)

第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十三条第四項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4から20まで、22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から34まで、34の3若しくは36に

に

2 2 (略)

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 (略)

6 9 (略)

第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十

三条第四項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4から20まで、22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から34まで、34の3若しくは36に

に

2 2 (略)

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 (略)

6 9 (略)

第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十

三条第四項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4から20まで、22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から34まで、34の3若しくは36に

に

2 2 (略)

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 (略)

6 9 (略)

第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十

まで、34の3若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）とあるのは、「令別表第六の二第一号から第四十七号の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）」と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは、「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）」と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは、「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）」と読み替えるものとする。

6
（略）

別表第一（第十条関係）

物の種類	試料採取方法	分析方法	方法	液体捕集方法 又はろ過捕集	液体捕集方法 又はろ過捕集	ジクロルベンジジン 及びその塩	（略）	（略）	塩素化ビフェニル（ 別名PCB）
			一 ロマトグラフ分析方 法	二 つては、高速液体ク ロマトグラフ分析方 法	一 つては、吸光光度分 析方法				液体捕集方法 又はろ過捕集
						ジクロルベンジジン 及びその塩			（略）

物の種類	試料採取方法	分析方法	方法	液体捕集方法 又はろ過捕集	液体捕集方法 又はろ過捕集	ジクロルベンジジン 及びその塩	（略）	（略）	塩素化ビフェニル（ 別名PCB）
			吸光光度分析方法						（略）
						ジクロルベンジジン 及びその塩			（略）

掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）とあるのは、「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）」と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは、「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）」と読み替えるものとする。

6
（略）

別表第一（第十条関係）

	塩素	塩化ビニル	(略)	ベリリウム及びその化合物	ジアニシジン及びその塩	オルトートリジン及びその塩
方法 又は 液体 捕集 方法	方法 又は 固体 捕集 方法	方法 又は 直接 捕集	(略)	(略)	方法 又は 液体 捕集 方法	方法 又は 固体 捕集 方法
二 析 方法 固体 捕集 方法 にあ つては、 吸光 光度分 析方法 にあ	一 液体 捕集 方法	(略)	(略)	方法 結合 プラズマ 質量 分析 光度 分析 方法又 は誘導 子吸光 分析 方法、原 蛍光 吸光光度 分析方法、 原 方法 二 固体 捕集 方法 にあ つては、 ガスクロ マ トグラフ 分析方 法	一 液体 捕集 方法 にあ つては、 吸光光度 分 析方法 にあ つては、 ガスクロ マ トグラフ 分析方 法	一 液体 捕集 方法 にあ つては、 吸光光度分 析方法 にあ

	塩素	塩化ビニル	(略)	ベリリウム及びその化合物	ジアニシジン及びその塩	オルトートリジン及びその塩
液体 捕集 方法	直接 捕集 方法	(略)	(略)		液体 捕集 方法	液体 捕集 方法
吸光 光度 分析 方法	(略)	(略)	(略)	吸光光度 分析方法、原 子吸光 分析方法又 は蛍 光 光度 分析方法	吸光光度 分析方法	吸光 光度 分析 方法

シアノ化カリウム	(略)	機化合物 コバルト及びその無	五酸化バナジウム	(略)	カドミウム及びその化合物	(略)	
捕集方法 又は液体捕集方法 及びろ過	液体捕集方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
析方法 では、イオン電極分 析方法 ろ過捕集方法及び	二液 液体捕集方法 つては、吸光光度分 析方法 液体捕集方法及び	(略)	原子吸光分析方法又は 誘導結合プラズマ質量分 析方法	導結合プラズマ質量分 析方法 子吸光分析方法又は誘 吸光光度分析方法、原 子吸光分析方法又は誘 導結合プラズマ質量分 析方法	(略)	吸光光度分析方法、原 子吸光分析方法又は誘 導結合プラズマ質量分 析方法	(略) ロマトグラフ分析方 つては、高速液体ク
シアノ化カリウム	(略)	機化合物 コバルト及びその無	五酸化バナジウム	(略)	カドミウム及びその化合物	(略)	
液体捕集方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
吸光光度分析方法	(略)	原子吸光分析方法	原子吸光分析方法 吸光光度分析方法又は	(略)	吸光光度分析方法、原 子吸光分析方法又は誘 導結合プラズマ質量分 析方法	(略)	

ニトログリコール	(略)	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	(略)	シアノ化ナトリウム		シアノ化水素
方法 又は 液体捕集方法	(略)	(略)	(略)	液体捕集方法 又は液体捕集方法及び過捕集方法	液体捕集方法 又は液体捕集方法及び過捕集方法	液体捕集方法 又は液体捕集方法
二 析方法 固体捕集方法にあ つては、吸光光度分	一 液体捕集方法にあ つては、吸光光度分析方法又は 誘導結合プラズマ質量分析方法	(略)	(略)	二 析方法 液体捕集方法及び過捕集方法にあ つては、イオン電極分	一 液体捕集方法 液体捕集方法にあ つては、吸光光度分	二 析方法 液体捕集方法及び過捕集方法にあ つては、イオン電極分

ニトログリコール	(略)	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	(略)	シアノ化ナトリウム		シアノ化水素
液体捕集方法	(略)	(略)	(略)	液体捕集方法		液体捕集方法
吸光光度分析方法	(略)	原子吸光分析方法	(略)	吸光光度分析方法		吸光光度分析方法

(略)	砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法又は誘導結合プラズマ質量分	(略)	トグラフ分析方法 つては、ガスクロマ

(略)	砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法	(略)	

（第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部改正）

第二条 第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和四年厚生労働省告示

第二百四十一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	
		改 正 前	
2	（鉛の濃度の測定の方法等）	3	（鉛の濃度の測定の方法等）
2	第四条 （略）	2	第四条 （略）
3	（特定化学物質の濃度の測定の方法等）	3	（特定化学物質の濃度の測定の方法等）
2	第七条 特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。	2	第七条 特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならぬ。
3	一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。次号において「令」という。）別表第三第一号3若しくは6又は同表第二号1、2、5から7まで、8の2から11まで、13、13の2、5、8の2から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の2、20から22まで、23、23の2、27の2、30、31の2、33、34の3若しくは36に掲げる物（以下この条において「特定個人サンプリング法対象特化物」という。）の濃度の測定 測定基準第十条第五項各号に定める方法	3	一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。次号において「令」という。）別表第三第一号6又は同表第二号2、5、8の2から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の2、20から22まで、23、23の2、27の2、30、31の2、33、34の3若しくは36に掲げる物（以下この条において「特定個人サンプリング法対象特化物」という。）の濃度の測定 測定基準第十条第五項各号に定める方法
2	二 （略）	2	二 （略）
3	（略）	3	（略）

（有機溶剤等の量に乘ずべき数値の一部改正）

第三条 有機溶剤等の量に乘ずべき数値（昭和四十七年労働省告示第百二十一号）の一部を次の表のように
改正する。

有機溶剤中毒予防規則第二条第二項第一号及び第二号並びに第十
七条第二項第二号及び第三号に規定する有機溶剤等の量に乘ずべき
数値は、有機溶剤にあつては一・〇とし、有機溶剤含有物にあつて
は次の表の上欄に掲げる有機溶剤含有物の区分に応じ、それぞれ同
表の下欄に掲げる有機溶剤含有物の区分に応じ、それぞれ同
表の下欄に掲げる数値とする。

改 正 後

印 刷 用 イ ン キ	表面加工剤	(略)	区分	
その他のインキ	その他の表面加工剤	(略)	(略)	数値
は、それらの合計値)を 上含有する場合にあつて は、他のインキに含有さ れる有機溶剤の量(当該 インキが有機溶剤を二以 上含有する場合にあつて は、それらの合計値)を	その他の表面加工剤に含 有される有機溶剤の量(一 当該表面加工剤が有機溶 剤を二以上含有する場合 にあつては、それらの合 計値)を当該表面加工剤 の量で除した値	(略)	(略)	数値

有機溶剤中毒予防規則第二条第二項第一号及び第二号並びに第十
七条第二項第二号及び第三号に規定する有機溶剤等の量に乘ずべき
数値は、有機溶剤にあつては一・〇とし、有機溶剤含有物にあつて
は次の表の上欄に掲げる有機溶剤含有物の区分に応じ、それぞれ同
表の下欄に掲げる有機溶剤含有物の区分に応じ、それぞれ同
表の下欄に掲げる数値とする。

改 正 前

印 刷 用 イ ン キ	表面加工剤	(略)	区分	
その他のインキ	その他の表面加工剤	(略)	(略)	数値
○・五	○・五	(略)	(略)	数値

(傍線部分は改正部分)

	繊維用油剤	工業用油剤		接着剤	
その他の繊維用油剤	(略)	その他の工業用油剤	(略)	その他の接着剤	(略)
計値) を当該繊維用油剤にあつては、それらの合計値) を当該繊維用油剤が有機溶剤を二以上含有する場合にあつては、それらの合計値) を当該繊維用油剤に含まれる有機溶剤の量()	(略)	その他の工業用油剤に含まれる有機溶剤の量()	(略)	その他の接着剤に含まれる有機溶剤の量()	当該インキの量で除した値

	繊維用油剤	工業用油剤		接着剤	
その他の繊維用油剤	(略)	その他の工業用油剤	(略)	その他の接着剤	(略)
○・五	(略)	○・九	(略)	○・八	(略)

ス 絶 縁用ワニ			塗 料		殺 菌 剤
ス その他の絶縁用ワニ	(略)		その他の塗料	(略)	その他の殺菌剤 (略)

ス 絶 縁用ワニ			塗 料		殺 菌 剤
ス その他の絶縁用ワニ	(略)		その他の塗料	(略)	その他の殺菌剤 (略)
○・九	(略)		○・六	(略)	○・七 (略)

[REDACTED]

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和七年一月一日から適用する。ただし、第三条及び次項の規定は、令和六年七月一日から適用する。

(有機溶剤等の量に乘ずべき数値の一部改正に伴う経過措置)

2 この告示の適用の際現に存する全体換気装置の性能に係る第三条の規定による改正後の有機溶剤等の量に乘ずべき数値の適用については、なお従前の例によることができる。

基発0410第1号
令和6年4月10日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

作業環境測定基準等の一部を改正する告示の適用について

作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第187号。以下「改正告示」という。）については、令和6年4月10日に告示され、令和7年1月1日（一部は令和6年7月1日）から適用することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期したい。

記

第1 改正の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第3号に規定する指定作業場において作業環境測定を行う際のデザイン及びサンプリングについては、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第8号）の施行により、令和3年4月から、当該作業場において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング（以下「個人サンプリング法」という。）を選択的に導入することが可能とされたところである。

今般、現状の測定技術等を踏まえ、個人サンプリング法の対象物質等をさらに追加するため、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。）及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省告示第341号。以下「第三管理区分告示」という。）について所要の改正を行ったものである。

また、有機溶剤等の量に乗すべき数値（昭和47年労働省告示第122号。

以下「有機溶剤告示」という。)において、「その他の接着剤」など多数の製品が含まれる区分に対する数値について所要の改正を行ったものである。

2 改正告示の概要

(1) 測定基準関係

- ア 既に規定している個人サンプリング法の対象物質に、特定化学物質のうち、ジクロルベンジジン及びその塩など14物質を追加したものであること。
- イ ベリリウム及びその化合物など7物質の分析方法に誘導結合プラズマ質量分析方法(ICP-MS)を追加したものであること。

(2) 第三管理区分告示関係

- (1) アの個人サンプリング法の対象物質の追加及び(1)イの分析方法の追加に伴い、所要の改正を行ったものであること。

(3) 有機溶剤告示関係

「その他の接着剤」など多数の製品が含まれる区分に対する数値を「その他の接着剤に含有される有機溶剤の量（当該接着剤が有機溶剤を二以上含有する場合にあっては、それらの合計値）を当該接着剤の量で除した値」と改正するなど、所要の改正を行ったものであること。

3 適用期日等

(1) 適用期日

令和7年1月1日（ただし、2（3）に係る規定及び当該規定に係る経過措置については令和6年7月1日）

(2) 経過措置（改正告示附則第2項関係）

改正告示の適用の際現に存する全体換気装置の性能に係る2（3）による改正後の有機溶剤告示の適用については、なお従前の例によることができる。

第2 細部事項

1 測定基準関係

(1) 改正告示で個人サンプリング法の対象物質として追加された14物質のうち、3物質（ジクロルベンジジン及びその塩、オルトートリジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩）は管理濃度が定められていないため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条の2に基づく作業環境測定の結果の評価等を行う必要はないものの、発

がん性等の観点から特定化学物質（第一類物質）として指定されているものであることから、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）に基づく管理等が必要であること。

- (2) 改正告示で別表第一に個人サンプリング法の対象物質として追加された14物質に対する試料採取方法及び分析方法（以下「追加測定方法」という。）は、個人サンプリング法を念頭に置いているため、A・B測定に適用しようとする場合は、追加測定方法の定量下限値が測定対象物質の管理濃度の10分の1を上回らないことを確認する必要があること。
- (3) 追加測定方法のうち、D測定に係るものについては、追加測定方法の定量下限値が測定対象物質の管理濃度の2分の1程度を上回ることがないことが確認されたものであること。
- (4) 個人サンプリング法の対象物質として追加した「ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）」について、平成21年3月31日付け基発第0331024号「作業環境評価基準の一部を改正する件等の施行等について」により定められている、試料採取機器の面速約19cm/秒は、インハラブル粒子を測定する趣旨であるが、分粒装置を使用せずに測定する粉じん（総粉じん）とインハラブル粒子は、両者とも全ての粒子という趣旨で定義されているため、実質的には同じものと解釈するのが自然であり、作業環境測定において両者をあえて区別する必要はないと考えられる。このため、インハラブル粒子の捕集特性を想定した試料採取機器等の面速の設定等は行わないこととしたこと。

2 第三管理区分告示関係

第三管理区分告示の改正は、測定基準の改正により追加された個人サンプリング法の対象物質等のうち、管理濃度が定められている特定化学物質（11物質）等を第三管理区分告示における個人サンプリング法の対象物質等に追加する趣旨であること。なお、管理濃度が定められていない3物質（ジクロルベンジシン及びその塩、オルトートリジン及びその塩、ジアニシシン及びその塩）については、1（1）のとおり測定結果の評価を行う必要がないことから、第三管理区分告示の対象物質とならないため、除外している趣旨であること。

3 有機溶剤告示関係

含有される有機溶剤の量を確認する方法として、次の方法があること。なお、（1）において安全データシート（以下「SDS」という。）

に含有量の情報がない場合などは、製品の販売元などに確認する方法もあること。

(1) 製品の SDS に記載されている有機溶剤の量を確認する方法

例① SDS に記載された有機溶剤の含有量が 40% (重量%) であることが確認できた場合

$$(\text{含有される有機溶剤の量}) = (\text{製品の量}) \times 0.4$$

例② SDS に記載された有機溶剤の含有量が「40%から45%」(重量%) である場合

$$(\text{含有される有機溶剤の量}) = (\text{製品の量}) \times 0.45 \text{ (※)}$$

※ SDS に記載された有機溶剤の含有量のうち最も高い値に基づき算出。

(2) 製品に含まれる有機溶剤の含有量を分析することにより確認する方法

第3 関係通達の改正

第2の1 (4)に基づき、平成21年3月31日付け基発第0331024号「作業環境評価基準の一部を改正する件等の施行等について」を新旧表のとおり改めること。

<新旧表>

(平成21年3月31日付け基発第0331024号「作業環境評価基準の一部を改正する件等の施行等について」)

改正後	改正前
第1・第2 (略)	第1・第2 (略)
第3	第3
1・2 (略)	1・2 (略)
3 測定方法の改正等について	3 測定方法の改正等について
(1) (略)	(1) (略)
(2) 改正測定基準別表関係 (試料採取及び分析方法について)	(2) 改正測定基準別表関係 (試料採取及び分析方法について)
ニッケル化合物、砒素及びその化合物の試料採取方法及び分析方法を新たに定めると	ニッケル化合物、砒素及びその化合物の試料採取方法及び分析方法を新たに定めると

ともに、アクリルアミド、臭化メチル及び二硫化炭素の試料採取及び分析方法について、次のとおり見直しを行ったこと。

- ・ニッケル化合物 試料採取方法は、ろ過捕集方法
分析方法は、原子吸光分析方法

- ・砒素及びその化合物
(略)

- ・アクリルアミド (略)
- ・臭化メチル (略)
- ・二硫化炭素 (略)

なお、三酸化砒素の試料採取方法及び分析方法については従前のとおりであるが、測定基準別表第1においては、砒素及びその化合物に統合されたものであること。

ともに、アクリルアミド、臭化メチル及び二硫化炭素の試料採取及び分析方法について、次のとおり見直しを行ったこと。

- ・ニッケル化合物 試料採取方法は、ろ過捕集方法
(※オープンフェース面速約19cm/秒での捕集とする。)

分析方法は、原子吸光分析方法

- ・砒素及びその化合物
(略)

- ・アクリルアミド (略)
- ・臭化メチル (略)
- ・二硫化炭素 (略)

なお、三酸化砒素の試料採取方法及び分析方法については従前のとおりであるが、測定基準別表第1においては、砒素及びその化合物に統合されたものであること。